

「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」に 確信を持ち、とりくみをすすめよう

日高教実習教員部常任委員会

1. はじめに

日高教実習教員部は、「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」を毎年集約し、文部科学省交渉をはじめとする中央行動にとりくんでいます。

この署名は「実習助手」制度改革を求めるとともに、非常に急がれている課題である教育予算や施設設備、定数配置について強く要求しているものです。毎年の文部科学省交渉においては、様々な前進的答弁を引き出しています。2008年の文部科学省交渉では、「実習助手」以外の呼称を各県でつけることについて「問題ない」という答弁を引き出しました。さらには、各県のとりくみによって新たに呼称の使用が実現し、これまで制約・制限を受けていた職務の範囲が拡大するなど、多くの前進を勝ち取ることができました。

2010年の文部科学省交渉では、高等学校設置基準を元に戻させることはできなかったものの、「実習助手の配置が全ての学校で行われるのが望ましい」という答弁を引き出しました。

今年度の要求項目には、収容定員 960 名（24 クラス）までで実習教員 1 名という劣悪な基準を改善させるため、「標準法」の改善を新たな要求項目として加えました。このことについて、引き続き各県における交渉や要求実現運動に生かすようとりくみが必要です。

2010年度、授業料不徴収がはじまりましたが、生活困窮世帯の生徒や保護者にとっては、学校徴収金の振込み手数料の発生など、負担増となっている事態もおこっています。教育は未来の担い手を育成するために必要不可欠な営みであり、国や自治体が教育に責任を持って全ての教育費を無償化し、教育予算を増額することは当然必要なことです。

「構造改革」*1を押し進めてきた自公政治に代わり政権交代した民主党政権が、「構造改革」への回帰を急激にすすめようとしています。東日本大震災を口実に公務員給与削減や定数削減などの攻撃をかけ、予断を許さない状況が続いています。

実習教員部常任委員会は、教育と実習教員をめぐる状況を正しく認識し、「構造改革」攻撃をうちやぶるとりくみを強化することが必要であるとして、討議資料を作成しました。

各組織、職場において旺盛な学習と討議を深めいただき、要求と運動について確信が深められることを望みます。

2. 実習教員への攻撃は、「構造改革」、憲法改悪・「教育基本法」具体化の動きと一体のもの

政府は、普天間基地を辺野古へ移設する計画やアメリカ軍への思いやり予算、政党助成金や大企業への減税などの問題点には着手せず、「構造改革」攻撃を続けています。この新自由主義*2にもとづいた「構造改革」攻撃は、政治や教育などを安易に市場経済、民間の

競争原理にあてはめようとするものです。「後期高齢者医療制度」の導入や教育費、医療費などを、受益者負担の原則で国民に押しつけてきました。また、社会保障費の抑制のため、介護・年金などの問題は先送りし、「地方主権改革」の名のもとで国の責任を投げ捨てようとしています。公務員賃金削減の攻撃や教職員定数の削減、教職員評価などといった管理統制も強めています。高校授業料が実質無償化されるようになりましたが、教育に市場経済の原理を導入しようとする動きは依然として続いており、このことが、実習教員運動の前進をはばみ、教育費の完全無償化や教育予算の増額、実験・実習教育の充実を阻んでいます。

また、このような攻撃は、憲法を改悪し、日本を「戦争をする国」に変えていく動きと表裏一体のものであり、実際に戦争するための地ならしでもあり、改憲への動きは表面下で現在も続いています。

日高教実習教員部は、①定員削減、教職員評価、「ワタリ廃止」提案を含む賃金攻撃などが、「構造改革」にもとづいた徹底した攻撃であること、②この攻撃を打ち破ることが現在の第一義的課題であること、③「構造改革」攻撃を打ち破ることなくして制度改革の実現はないことを明らかにし、とりくみをすすめてきました。

3. 予算、設備、人の配置は緊急の課題

子どもたちにとって豊かな実験・実習教育を実現させるためには、教育予算や施設設備、教員の配置が充実していなければなりません。

しかし、政府は、各省庁からの概算要求にあたって、1兆円超の「元気な日本復活特別枠」を設定して政策コンテストにより競わせる方式を採用しました。憲法に明記されている教育を受ける権利を保障する教育予算をコンテストにより決定するなど、決して許されるものではありません。ましてや、国民の意見（パブリックコメント）で、支持が高かった教育関係予算を軒並み削減し、防衛省が「特別枠」で要求していた「思いやり予算」に関しては、「必要ない」とした国民が53%にのぼっていたにもかかわらず、「評価会議」では「A」判定をつけて1858億円満額を認めたことです。文部科学省予算は昨年度当初比0.9%の減、文教関係予算は1.8%減となり、「新・教職員定数改善計画（案）」では、初年度分として小学校1・2年生の35人学級への移行を計画していましたが、小学校1年生のみの予算措置となり後退しました。このように、国民が望んでいない政府予算案の閣議決定をきびしく批判し、教育予算の増額を求めていく必要があります。

また、文部科学省は、04年4月、「高等学校設置基準」を改悪し、「高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」としました。これは、それまで「...置かなければならない」と位置づけられていた実習教員を、設置者の判断で削減を可能にしたものであり、断固容認できないものです。これまでも生徒急減期や「地方財政危機」を口実に正規の実習教員を配置せず、「期限付」、「非常勤」などの雇用形態で配置することがありましたが、「設置基準」の改悪は実習教員の限りない恣意的削減に法的根拠を与えるものです。

さらに、現行の標準法では、実習教員が複数科目の実験・実習を同時に行えるような定数とはなっていません。管理統制などによって学校現場が多忙化している中、このことが

原因で長時間過密労働が日常化する事態を招くことはいうまでもありません。実験・実習教育の条件整備をすすめるためには、標準法を改善させる必要があります。

生徒や教職員にとって安全でゆたかな実験・実習教育を保障することの必要性を、保護者や国民へ訴えかけていきましょう。

4. 職名・職務規定改善へむけ攻勢的にとりくもう

私たちは、制度改革を基本要求として追求し、制度改革が実現していない現在にあっても制度改革実現後の状況に近づけるとりくみをすすめてきました。諸会議や部活動など教育諸活動への参加、2級ワタリなど、実習教員のさまざまな要求を実現させてきました。

その結果、現行制度での残された課題は、職名や職務規程、各県における採用要件の改善というところまで到達しています。

署名では、このことを要求項目として掲げています。実習教員運動の到達を後退させ、根底から覆そうとする「構造改革」攻撃に真正面から攻勢的にたたかおうというものです。

愛知県や香川県などでは、とりくみによって採用時から「実習助手」以外の呼称を使用できるようにしました。これは、「実習助手」という職名を法的に改善させるため非常に有効なことです。

職名の変更を文部科学省におこなわせるためには、現在使用している職名「実習助手」が私たちの職名としてふさわしくないことを認めさせる必要があります。また、職名変更と併せて採用要件の変更も追及することが大切です。

各県でのとりくみを背景に、このような前進をかちとることによって、職名変更・職務規程改善が実現できるということに確信をもって運動をすすめていきましょう。

このような運動の積み重ねが制度改革実現へとつながっていきます。

5. 実験・実習教育充実に向け、署名の集約を

授業料不徴収が行われていますが、国民の生活を無視し「貧困と格差」を拡大してきた「構造改革」の影響によって家計の収入が減り、授業料以外の学校納付金や教科書・教材費・通学費など、教育費への負担増が深刻化しています。実験・実習費などの諸経費は、『受益者負担』を理由に保護者負担になっているところが多くあり、「貧困と格差」が教育を受ける権利も脅かしています。国際人権A規約第13条2項(b)(c)*₃に定められているように、教育費は漸進的に無償にすることが求められています。08年12月、ルワンダが留保を撤回したことにより、同規約批准国160ヵ国中、留保しているのは日本とマダガスカルの2国のみとなりました。

国民の家計にとって、無償化された授業料以外の教育費負担軽減は大きな課題です。この要求項目について、多くの団体が、立場のちがいがあっても一致できるとして、協力を表明しています。

実験・実習教育の充実をはかるため、実習教員の現状を改善するため、さらには制度改革要求実現のために、これまでのとりくみを一層すすめながら、多数の署名を集約しようではありませんか。

〈語句の解説〉

*** 1 構造改革**

「官から民へ」のスローガンのもと、教育、福祉、医療、労働法制、税制、農業や中小企業、消費者保護など国民のあらゆる分野に、新自由主義的政策である「自由競争」「受益者負担」「自己責任」の原則を持ちこみ、社会全体のしくみを変えようという原則的政策。以前からアメリカと財界の要求ですすめていたが、小泉政権下で本格的に強行され、現在もその攻撃は続いている。

*** 2 新自由主義**

発展途上国が目覚ましい経済成長をとげる一方で、先進資本主義国が大きな成長を望まず、行きづまっている現状を、あらゆる分野に市場原理を持ちこむことによって打開しようとする理論・政策。イギリスのサッチャー政権が大規模実施の先鞭をつけた。

しかし、イギリス、アメリカをはじめ世界的に破綻し、その責任追及が始まっているが、是正が本格化するには至っていない。「構造改革」は新自由主義政策の日本版といえる。

*** 3 国際人権A規約 13条 2項**

(b) 種々の形態の中等教育は、すべて適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべてのものに対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべて適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべてのものに対して均等に機会が与えられるものとする。